

指定障害児通所支援事業所 運営法人代表者 様

岐阜市福祉部長

岐阜市における「新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」に係る  
障害児通所支援事業所への休業の要請等の解除について

日ごろは、本市の障がい福祉行政に対し、御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、令和2年5月14日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、岐阜県は対象区域から外れることとなりました。

このことに伴い、岐阜市におきましても、5月16日付で岐阜市新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を解除し、それに伴い、指定障害児通所支援事業所に対して実施しておりました4月13日（月）から5月31日（日）までを期間とする休業要請を解除いたします。

この間、事業所の休業や必要なサービスの提供等にご協力いただきました事業所の関係者の皆様のご協力に感謝申し上げます。

障害児通所支援事業所における今後のサービス提供等については、令和2年5月15日付け障第290号岐阜県健康福祉部長通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害児通所支援事業所）の使用制限等の解除後の対応について」のほか、これまで岐阜市から通知しております各種通知を参考に対応いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症は、当面の間、常に再流行のリスクが存在いたします。岐阜市では、市内の事業所を対象とする新型コロナウイルス感染症拡大防止のための衛生用品等の購入に対する補助制度を設けておりますので、各事業所におかれましては、児童生徒の安全確保のため、当該制度をご活用いただき引き続き、感染拡大防止を徹底してください。

※令和2年度の補助制度の概要については、後日お知らせします。

〈参考資料〉市長メッセージ「コロナ社会を生き抜くための皆様へのお願い」

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地

岐阜市福祉事務所障がい福祉課 指導係

TEL : 058-214-2136(直通)

F A X : 058-265-7613

E-mail : fj-shougai@city.gifu.gifu.jp